

2025年4月から
対象のお客さまに
(4月検針日から5月検針日前日までのご利用分以降)

支払繰延規定 を適用開始!

対象：当社が小売電気事業者として提供する低圧の電気供給サービス

対象外：高圧の電気供給サービス及び株式会社エネワンでんきを小売電気事業者として当社が提供するサービス

支払繰延規定3つのポイント

ポイント 01

当社が定める基準値を超えた場合

超えた分のお支払い金額を**3カ月後**にスキップ!

解約の際は、未請求の電気料金については繰延を適用できません。また既に適用している繰延金額のうち未請求のものについては、電力供給契約の終了月の電気料金に一括して合算し、請求いたします。

ポイント 02

年間を通してお支払い金額を**平準化**することが期待できます。※1

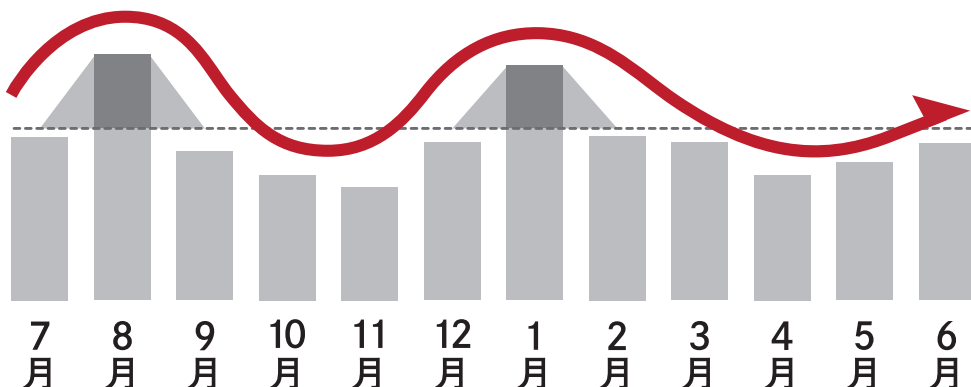
※1 お客さまの使用状況等に応じてお支払い金額は変動いたします。

ポイント 03

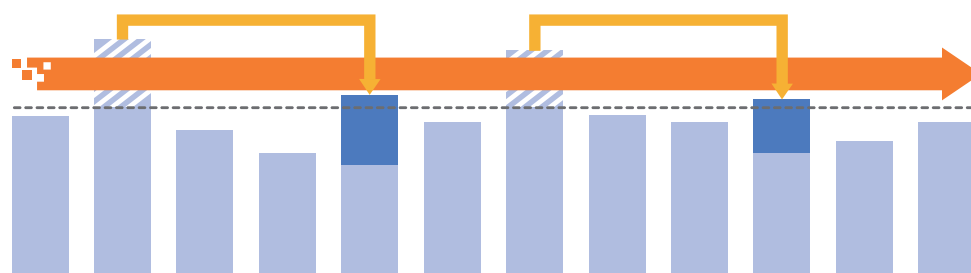
支払繰延規定が適用される際に**手数料は発生しません**。※2

※2 既存のFプランをご利用中のお客さまも4月(4月検針日から5月検針日前日までのご利用)以降、手数料は発生しません。

通常時



支払繰延規定
適用時



8月利用分を11月利用分の請求と合算、1月利用分を4月利用分の請求と合算する場合の支払繰延のイメージ

繰延金額の算定式

$$\text{使用電力量} \times \text{JEPX エリアプライス平均値} - \text{基準単価}^{\ast} \times 1 + \text{消費税率}$$

※基準単価は、別途当社電気供給約款別冊においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとし、当社は毎月1日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。

支払繰延適用時の明細イメージ

[東京電力エリア ビジネスプランMC 7kVAでご利用の場合]

8月利用分請求明細 JEPX単価:18円 / 使用量 700kWh の場合	
基本料金	2,000円
電力量 1 段料金	2,300円
電力量 2 段料金	4,700円
電力量 3 段料金	11,800円
電源調達調整費	5,500円
安定供給維持費	1,200円
再エネ発電促進賦課金	2,400円
8月分繰延金	▲3,500円
請求金額	26,400円

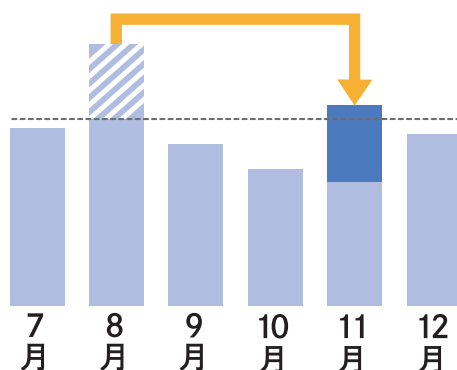
支払繰延規定適用前 請求金額 29,900円

11月利用分請求明細 JEPX単価:13円 / 使用量 500kWh の場合	
基本料金	2,000円
電力量 1 段料金	2,300円
電力量 2 段料金	4,700円
電力量 3 段料金	5,900円
電源調達調整費	3,500円
安定供給維持費	1,200円
再エネ発電促進賦課金	1,700円
8月分繰延適用分	3,500円
請求金額	24,800円

支払繰延規定適用前 請求金額 21,300円

※請求明細の金額は実際の請求とは異なり、2桁以下を切り捨てた額で表記しております。

支払繰延規定適用時の お支払い金額スキップ例



8月利用分を11月利用分の請求と合算する場合の支払繰延のイメージ。



本件に関するお問い合わせ



地域創生HD
Chiki Sosei Holdings

株式会社地域創生ホールディングス カスタマーセンター



0570-099-959

受付時間 10:00～18:00(土日祝非営業日)

▶ 電気料金に関するお問い合わせが増加し、つながりにくっております。

月末から月初は比較的つながりやすくなっておりますが、下記ホームページに各種ご案内、マイページにはお客さまの電気料金に関する詳しいデータを掲載しておりますので、ぜひご高覧をいただけますと幸いに存じます。

弊社ホームページURL: <https://chiikisosei.co.jp/>

株式会社地域創生ホールディングス